

資料編

1 成果指標の一覧

保健医療福祉分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり めざす姿 安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育っている。	安心して子どもを産み育てることができる環境が整っているまちだ と思う市民の割合	18	41.5%	53%	66%
	市内の出生数	17	1,091人	1,070人	1,050人
施策 - 1 子育て・子ども支援の充実	子育てが楽しいと思う市民の割合	17	69.0%	75%	80%
	子育て支援サポーター数	17	206人	250人	290人
基本目標2 健康長寿市民が多いまちづくり めざす姿 市民が健康を保ち、病気など万一時でも安心して 医療が受けられ、介護の必要のない健康長寿者が 多いまちになっている。	自立高齢者の割合	18	86.1%	87%	88%
	いつでも安心して医療が受けられ と思う市民の割合	18	40.9%	53%	66%
施策 - 2 市民の健康の維持増進	生活習慣病による死亡率 (脳血管疾患) 単位:人/10万人当たり	16	104.6人	100人	90人
	生活習慣病による死亡率 (心疾患) 単位:人/10万人当たり	16	138.6人	120人	100人
	生活習慣病による死亡率 (がん(悪性新生物疾患)) 単位:人/10万人当たり	16	217.9人	210人	200人
施策 - 3 いつでも安心な地域医療・救急医療体制の確保	患者紹介率	17	32.0%	50%	80%
	休日・夜間の救急医療の医師確保率	17	100.0%	100%	100%
施策 - 4 高度専門医療を支える市立総合病院の充実	患者紹介率	17	32.0%	50%	80%
	病床利用率	17	84.3%	90%	95%
施策 - 5 国民健康保険事業の健全な運営	国民健康保険税現年課税分の 徴収率	17	93.2%	94%	95%
基本目標3 お互いを尊重し支え合って暮らせるまちづくり めざす姿 病気や障害、高齢になっても、生きがいをもって安心 な生活が成り立っている。	病気や障害、高齢になっても、住み 慣れた地域で安心して暮らしてい けると思う市民の割合	18	26.6%	31%	40%
施策 - 6 障害を持つ人の自立支援・家庭支援	障害者雇用率 (50人以上の事業所における 障害者雇用率)	17	1.51%	1.7%	1.8%
	地域(グループホーム)で 生活する障害者数	18	90人	95人	100人
施策 - 7 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実	要介護認定率(要介護1～5)	17	13.4%	13.4%	13.4%
	サービス受給者率	17	83.4%	84%	85%
施策 - 8 ともに支え合う地域福祉活動の推進	地域福祉協議会の設置割合	17	-	60%	100%
施策 - 9 人権が尊重され希望が持てる地域社会の確立	人権相談件数	17	30件	25件	15件
	生活保護から自立した世帯数(累計値)	17	1世帯	6世帯	10世帯

環境生活分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 地球環境への負荷が少ないまちづくり めざす姿 温室効果ガスが抑制できる生活スタイルや事業活動へ転換がなされ、廃棄物を出さない持続的発展が可能な循環型社会に移行している。	市内の二酸化炭素排出量	17	748,071t	712,000t	678,000t
	地球環境の保全のために行動していると思う市民の割合	18	79.0%	85%	90%
施策 - 1 地球環境温暖化防止活動の推進	新エネルギーの導入量 (太陽光発電と大型風力発電の計)	17	2,964kw	5,500kw	8,000kw
	掛川市エコ・ネットワークへの 参画団体数	17	22団体	27団体	31団体
施策 - 2 持続可能な循環型社会の構築	1日1人当たりのごみの排出量	17	759g	680g	680g
	リサイクル率	17	27.7%	33%	37%
基本理念2 豊かな自然環境を守り育てるまちづくり めざす姿 自然を尊ぶとともに、自然とふれあい、自然のすばらしさを感じた暮らしができています。	豊かな自然を身近に感じる生活をしていると思う市民の割合	18	65.3%	70%	75%
施策 - 3 美しい森林資源の整備・保全・活用	民有林における保安林面積	18	1,469ha	1,510ha	1,560ha
施策 - 4 緑豊かな暮らしを創る緑化の推進	市民の自主的な緑化活動団体数	17	201団体	250団体	300団体
基本目標3 清潔で健康的な暮らしができる生活環境があるまちづくり めざす姿 清潔で潤いのある生活環境が保たれている。	環境基準達成率	17	78.3%	81%	84%
	清潔で潤いのある生活環境が保たれていると思う市民の割合	18	58.8%	70%	75%
施策 - 5 公害のない健康的な生活環境の確保	公害苦情件数	18	180件	150件	130件
	公害苦情解決率	18	96.7%	97%	98%
施策 - 6 美しい水環境を取り戻す水質浄化の推進	污水衛生処理率	17	29.2%	51%	64%
	曙橋の水質 (BOD:生物化学的酸素要求量)	17	3.9mg/l	3.1mg/l	2.9mg/l
施策 - 7 安全・安心で安定した上水道供給体制の確立	上水道が安心して飲め、断水などが無く、安心して供給されていると思う市民の割合	18	70.7%	75%	80%
	有収率(配水量に対して実際に使用された水量の割合)	17	94.5%	94.8%	95.0%

教育文化分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本理念1 子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくりめざす姿 家庭や地域に見守られ、子どもたちが将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得ることができている。	子どもが心身ともに、健全に成長していると思う市民の割合	18	61.6%	63%	66%
施策 - 1 心豊かにたくましく生きる力を育む学校教育の充実	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	17	91.3%	93%	95%
	学校ボランティアとして活動している市民の数	17	1,734人	1,850人	2,000人
施策 - 2 生きる力の基礎を育む乳幼児教育・保育の充実	3歳児の就園率	17	78.0%	87%	100%
	待機児童数	18	45人	0人	0人
施策 - 3 次代を担う青少年の健全育成	青少年の問題行動件数	17	398件	370件	350件
基本理念2 生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくりめざす姿 市民が生涯を通じて自ら学び、スポーツ・レクリエーション、芸術・文化に親しみ、健康で味わいのある人生、深みのある暮らし方をしている。	健康で生きがいを持って暮らしている市民の割合	18	58.8%	67%	75%
施策 - 4 生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり	生きがいを感じる活動や趣味に取り組む市民の割合	18	58.9%	67%	75%
	生涯学習リーダーの人数	17	149人	500人	850人
施策 - 5 生涯スポーツの実践普及	週1回以上スポーツ・レクリエーションに取り組む市民の割合	18	28.6%	39%	50%
	市営のスポーツ施設利用者数	17	1,027,554人	120万人	140万人
基本理念3 ふるさとへの誇りと愛着を育てるまちづくりめざす姿 市民が郷土の歴史や文化に誇りと愛着を感じている。郷土を離れても生まれ育ったふるさとに誇りと愛着を感じている。	ふるさとに誇りと愛着を持って暮らしている市民の割合	18	64.6%	70%	75%
施策 - 6 郷土の歴史や文化を愛する心の育成	文化財保存会・研究会等の数	17	10団体	15団体	20団体

産業経済分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本理念1 豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり めざす姿 活力ある多様な産業に支えられ、市民の雇用と 豊かな暮らしが確保されている。	一人当たり市民所得額	17	3,201千円	3,330千円	3,450千円
施策 - 1 地域経済を支え未来へ飛躍する商工業の発展	製造品出荷額等	16	13,480億円	14,500億円	15,500億円
	年間商品販売額	16	2,322億円	2,400億円	2,460億円
施策 - 2 勤労者が生き生きと働き、暮らせる社会の実現	全就業者人口に対する市内就業者 の割合(農業除く)	17	67.5%	68.5%	69.5%
	市内の高校卒業生で就職した人の うち市内で就職した人の割合	17	28.4%	33%	38%
施策 - 3 安全・安心な消費生活の確立	過去1年に消費トラブルに遭った人 の割合	18	3.8%	3.0%	2.0%
基本理念2 にぎわいと出会い溢れるまちづくり めざす姿 市民が住んで良かったと実感し、来訪者が住んでみ たくなる、また来てみたいと思う、魅力あるまちにな っている。	観光交流客数	17	267.8万人	280万人	300万人
	中心市街地が魅力的で楽しいと感じ る市民の割合	18	6.8%	13%	20%
施策 - 4 何度でも訪れてみたいくなる魅力ある観光の振興	市内の観光施設の入場者数	17	187.4万人	200万人	210万人
施策 - 5 人が集い、にぎわい溢れる中心市街地の活性化	中心市街地歩行者数	18	986人	1,200人	1,500人
	市内の商店数	16	1,458店舗	1,460店舗	1,460店舗
基本理念3 安全な食の提供と農業の価値が高まるまちづくり めざす姿 新鮮で安全な農産物の供給により豊かな食生活が提 供され、未来が語れる力強い農業が営まれている。	生産農業所得額	16	91.6億円	91.6億円	91.6億円
施策 - 6 豊かで力強い掛川型農業の確立	認定農業者数	17	522人	590人	657人
	農業産出額	17	217億円	223億円	228億円

都市基盤分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 市民生活と産業活動を支える安全・快適な道路網が整ったまちづくり めざす姿 渋滞や危険がない、安全・快適な道路網が形成され、便利な市民生活と活発な産業活動が営まれている。	掛川駅へのアクセス20分交通圏内の居住人口割合	18	79.8%	90%	95%
施策 - 1 活発な交流を支える幹線道路の整備	南北道路(市街地連携ルート)の整備進捗率	17	2.0%	50%	100%
	朝夕ラッシュ時における主要幹線道路の自然渋滞箇所数	17	8箇所	6箇所	2箇所
施策 - 2 生活を支える身近な生活道路の整備	生活道路の改善率	18	- %	33%	66%
基本目標2 公共交通が整い便利な暮らしができるまちづくり めざす姿 通勤、通学、通院、買い物など市民生活に必要な移動手段が確保され、市民が不便を感じない。	通勤、通学、通院、買い物などの移動に不便を感じていない市民の割合	18	46.9%	56%	66%
施策 - 3 利便性の高い移動手段の確保	市内バス路線の年間利用者数	17	38.4万人	40万人	42万人
	天竜浜名湖鉄道の年間利用者数	17	176.7万人	190万人	200万人
基本目標3 バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり めざす姿 高度に機能集積された市街地から郊外の農村集落まで、地域それぞれの特性が活かされた快適な居住環境で市民が暮らしている。	バランスの取れた快適で美しい居住環境の中で暮らしていると思う市民の割合	18	29.2%	35%	40%
施策 - 4 安心して住み続けられる居住環境の確保	まちづくり協定締結面積の市域に占める割合	17	27.0%	36%	45%
施策 - 5 良質で魅力ある住宅・住宅地の供給	土地区画整理施行区域(7地区)内住宅着工率	17	30.0%	35%	40%
	市営住宅への応募最高倍率	17	6倍	3倍以内	2倍以内

防災危機管理分野の成果指標

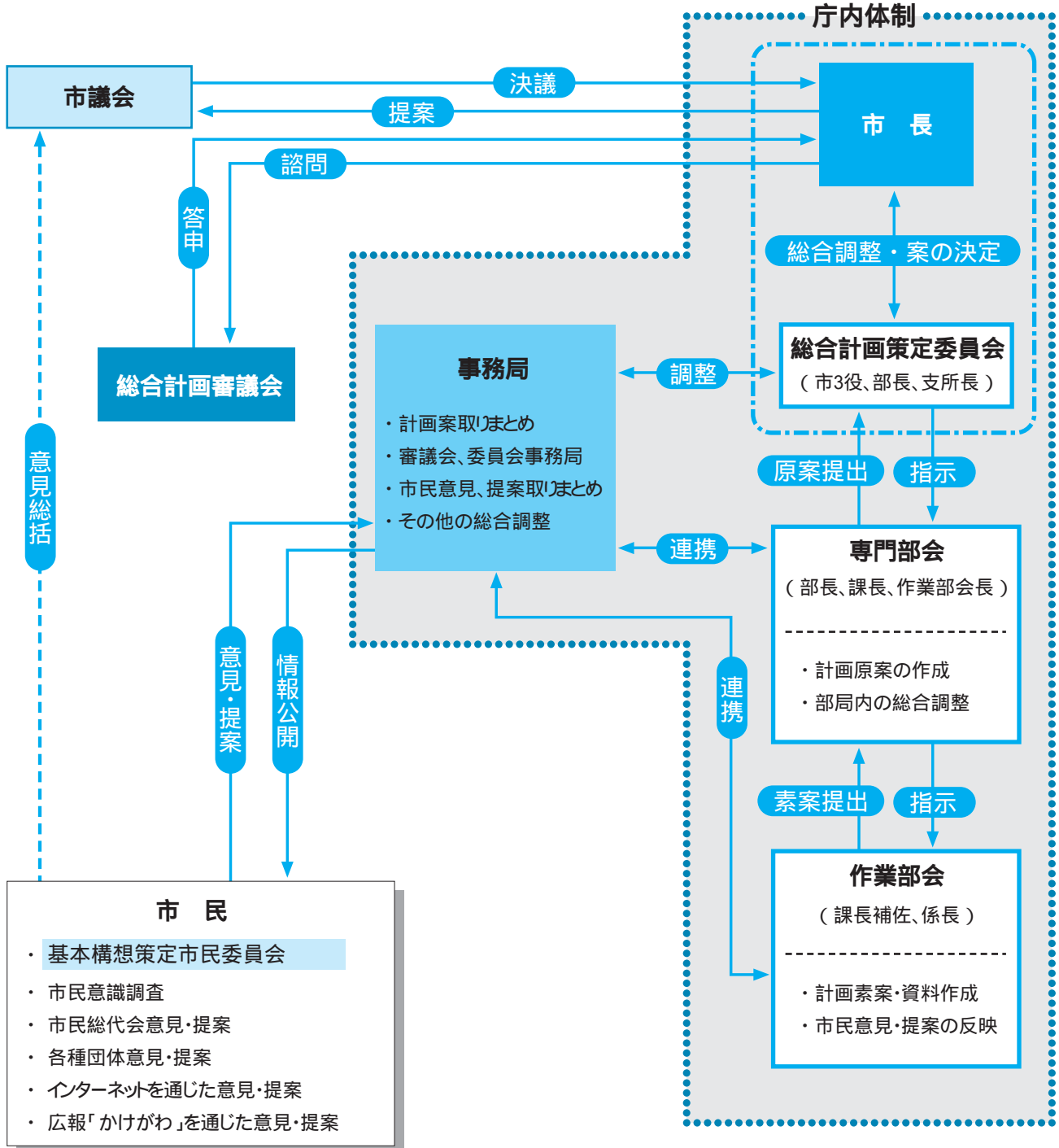
基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり めざす姿 災害を未然に防ぐとともに、不測の事態が発生した場合においても、発生状況に応じた危機管理体制が確立されており、被害が最小限に食い止められている。	災害時に自分がどのように行動すべきかを自覚している市民の割合	18	56.6%	65%	75%
	市内建築物の耐震化率	17	74.7%	82%	90%
施策 - 1 あらゆる災害から市民を守る防災体制の強化	水や食料など非常持ち出し品を準備している市民の割合	18	49.8%	58%	66%
	災害時の備蓄品充足率	17	66.5%	70%	75%
施策 - 2 市民の住まい・公共施設安全性の強化	市民所有の住宅等の耐震化率	17	74.5%	82%	90%
	公共施設の耐震化率	17	81.7%	85%	90%
基本目標2 消防救急体制が充実したまちづくり めざす姿 消防救急体制の充実により、市民の生命、身体及び財産への被害が最小限に食い止められており、市民の信頼を得ている。	緊急時に直ちに駆けつけてくれる信頼できる消防救急体制が確保されていると思う市民の割合	18	55.9%	65%	75%
施策 - 3 市民の生命・身体・財産を守る消防・救急体制の強化	救命率	17	3.0%	12%	15%
	出火件数(人口1万人当たりの出火件数)	17	4.4件	4.1件	4.0件
基本目標3 交通事故・犯罪のないまちづくり めざす姿 市民が交通事故や犯罪に巻き込まれる心配がなく、安心して暮らしている。	交通事故件数(人身事故件数)	17	1,106件	1,050件	1,000件
	犯罪件数	17	1,532件	1,300件	1,100件
施策 - 4 交通事故の撲滅	人身事故への高齢者の関与件数	17	286件	260件	250件
施策 - 5 犯罪の撲滅	自主的な防犯活動団体数	17	19団体	30団体	40団体

協働・広域・行財政分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり めざす姿 市民、地域、ボランティア団体、企業、行政など、それぞれが自らの役割と責務を自覚し、共に住み良いまちづくりを進めている。	市民の力が住み良いまちづくりに活かされていると思う市民の割合	18	16.7%	25%	33%
施策 - 1 地域を支える多様な担い手の活躍	NPO法人数	17	11団体	16団体	20団体
	登録ボランティア団体数	17	87団体	97団体	107団体
施策 - 2 交流活動の活発化と多文化共生社会の形成	国際交流団体会員数及び 在住外国人支援ボランティア数	17	733人	800人	900人
施策 - 3 市民生活・市民活動を支援するICT環境の整備	家庭でインターネットを利用できる 市民の割合	18	51.3%	65%	75%
	ホームページを持つ市民団体数	18	30団体	50団体	100団体
基本目標2 行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり めざす姿 行財政の徹底した改革が進められるとともに、市民との協働や周辺自治体などとの広域連携により、効率的で、より質の高いサービスが提供されている。	基本構想の政策大綱に掲げた中間目標、最終目標の達成率	-	- %	100%	100%
	掛川市は行政改革が進んでいると思う市民の割合	18	13.3%	19%	25%
施策 - 4 行政経営システムの改革	基本計画に掲げた中間目標、最終目標の達成率	-	- %	100%	100%
	市の職員数(医療職は除く)	17	914人	838人	786人
施策 - 5 財政構造改革の推進	経常収支比率	17	79.8%	85%以内	85%以内
	実質公債費比率	17	17.1%	20%以内	20%以内
施策 - 6 政策形成への市民参加の推進	市の情報公開が進んでいると思う市民の割合	18	17.5%	25%	33%
施策 - 7 電子システムを活用した市民サービスの向上	窓口サービスが迅速で効率良く提供されていると思う市民の割合	18	41.3%	54%	66%
	総合窓口での取扱業務数	18	128種類	148種類	164種類
施策 - 8 広域行政課題への対応・解決	広域行政(一部事務組合)による取り組み件数	18	10件	10件	12件
基本目標3 活力ある地域社会が育つまちづくり めざす姿 人と人とのふれあいのなかで、お互いが認め合い、支え合う地域社会が育まれている。	人と人との信頼し、助け合える地域になっていると思う市民の割合	18	53.3%	60%	66%
施策 - 9 互助や共助による連帯感のある地域社会の維持形成	一年間に一度以上地域の活動(諸活動やイベントなど)に参加した市民の割合	18	74.3%	77%	80%
	自治区加入率	18	92.1%	94%	96%
基本目標4 男女がともに支え合うまちづくり めざす姿 男女がともに認め合い、ともに個性と能力を生かせる社会になっている。	家庭、地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画が進んでいると思う市民の割合	18	27.1%	38%	50%
施策 - 10 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現	審議会等委員への女性の参画率	17	21.0%	30%	35%

2 総合計画の策定組織図

総合計画の策定に際しては、策定段階から市民参画による意見反映を念頭に置き、基本構想策定市民委員会、市民意識調査などを通じて、掛川市の主役である市民が期待しているまちの姿を検討しました。さらに、市民総代会、各種団体などからの意見・要望を把握して計画原案を作成し、総合計画策定委員会での総合調整、総合計画審議会での有識者の検討を経て市議会へ提案しました。



3 掛川市審議会条例

平成17年7月1日

掛川市条例第212号

（設置）

第1条 掛川市総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、掛川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、掛川市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）法第2条第4項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
- （2）基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市議会議員
- （2）公共的団体等の役員
- （3）学識経験を有する者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条各号に掲げる事項に係る調査審議が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も、同様とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、企画調整部企画調整課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 掛川市総合計画審議会委員名簿

平成19年1月現在

職	氏 名	役 職 等
会 長	仁 科 雅 夫	掛川商工会議所会頭
副会長	戸 塚 誠 夫	元大東町商工会会長
委 員	岩 井 政 資	区長会連合会副会長
〃	宇 野 雄 二	元NECアクセステクニカ労働組合執行委員長
〃	加 藤 一 司	市議会議長
〃	窪 野 愛 子	掛川女性会議代表
〃	白 木 由 高	環境かけがわの会代表
〃	榛 葉 恒 治	NPO国際交流センター理事長
〃	鈴 木 き み 系	元大東女性施策推進委員長
〃	鈴 木 副 江	大須賀女性団体連絡協議会代表
〃	田 中 鉄 男	掛川市農協代表理事組合長
〃	名 倉 光 子	農業経営士、農業委員
〃	夏 目 善 宇	遠州夢咲農協代表理事組合長
〃	橋 本 銃 太 郎	区長会連合会副会長
〃	平 野 正 俊	掛川観光協会副会長
〃	丸 山 文 男	市社会福祉協議会会長
〃	水 野 薫	市議会副議長
〃	美 那 川 寛	ピアス(株)掛川事業所事務長
〃	米 倉 ま さ 子	男女共同参画条例検討委員
〃	渡 辺 俊 郎	老人クラブ連合会会長

職	氏 名	役 職 等
前委員	田 宮 伸 夫	市消防団長
〃	菅 沼 茂 雄	元市議会議長
〃	鈴 木 治 弘	元市議会副議長

敬称略

5 掛川市総合計画策定委員会委員名簿

平成19年1月現在

職	役 職	氏 名
委 員 長	市 長	戸 塚 進 也
副 委 員 長	収 入 役	山 本 君 治
委 員	教 育 長	杉 浦 靖 彦
〃	理 事 総 務 部 長	中 山 礼 行
〃	企 画 調 整 部 長	西 尾 繁 昭
〃	福 祉 生 活 部 長	松 永 正 志
〃	経 済 建 設 部 長	八 木 修
〃	生 涯 教 育 部 長	中 山 幸 男
〃	議 会 事 務 局 長	鳥 井 暹
〃	水 道 部 長	松 下 秀 二
〃	病 院 事 務 局 長	野ヶ山市兵衛
〃	消 防 長	甲 賀 利 一
〃	大 東 支 所 長	赤 堀 義 雄
〃	大 須 賀 支 所 長	久 野 恒 夫

職	役 職	氏 名
前 副 委 員 長	助 役	大 倉 重 信
前 委 員	教 育 長	佐 藤 忠 雄
〃	福 祉 生 活 部 長	榛 葉 仁
〃	議 会 事 務 局 長	水 口 英 夫

敬称略

6 専門部会委員名簿

平成19年1月現在

保健医療福祉専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	福祉生活部			部長	松永正志	部会長
2		福祉課		次長兼課長	夏目正秀	
3		高齢者支援課		課長	溝口 彰	
4			小笠老人ホーム	参事	大塚和男	
5		保健予防課		課長	佐藤晴美	
6		市民課		課長	内海和夫	
7			調整室	室長	榛村吉宣	作業部会長
8	病院事務局			事務局長	野ヶ山市兵衛	副部会長
9		病院総務課		課長	貝嶋友房	
10		医事課		課長	宮浦直己	
11			地域連携室	室長	青木春美	
12	生涯教育部	幼児教育課		課長	松浦克己	

環境生活専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	福祉生活部			部長	松永正志	部会長
2		衛生施設組合		次長	岡本恵司	
3		環境保全課		課長	伊村義孝	
4			調整室	室長	榛村吉宣	作業部会長
5	経済建設部			部長	八木 修	副部会長
6		都市計画課		次長兼課長	永田猶治	
7		農林課		課長	大石武夫	
8		下水整備課		課長	赤堀弘美	
9	水道部			部長	松下秀二(兼)	副部会長
		水道総務課		課長	(兼)	
10		水道工務課		課長	山本 進	

教育文化専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	生涯教育部			部長	中山幸男	部会長
2		学校総務課		課長	富田 実	
3		学校教育課		課長	浅井正人	
4		幼児教育課		課長	松浦克己	
5		教育文化課		課長	浅山忠彦	
6		スポーツ課		課長	奥宮正敏	
7		図書館		館長	長尾秀雄	
8			調整室	調整室長	網取清貴	作業部会長

産業経済専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	経済建設部			部長	八木 修	部会長
2		農地整備課		次長兼課長	溝口邦男	
3		農林課		課長	大石武夫	
4		商工観光課		課長	川隅庄一	
5		区画整理課		課長	岩倉立身	
6		工業用水企業団		部付参事	竹原照彦	
7			調整室	室長	新堀光男	作業部会長

都市基盤専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	経済建設部			部長	八木 修	部会長
2		都市計画課		次長兼課長	永田猶治	
3		下水整備課		課長	赤堀弘美	
4		建築住宅課		課長	小澤豊久	
5		道路河川課		課長	内山幸年	
6		区画整理課		課長	岩倉立身	
7			調整室	室長	新堀光男	作業部会長

防災危機管理専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	総務部			理事部長	中山礼行	部会長
2		交通防災課		課長	石山俊文	
3				防災専門官	椋原 昇	作業部会長
4		管財課		課長	岡田正孝	
5	消防本部			消防長	甲賀利一	副部会長
6				消防次長	高柳伸男(兼)	
		予防課		課長	(兼)	
7		消防総務課		課長	山崎正美	
8		中央消防署		署長	岡山秀秋	
9		南消防署		署長	松浦 篤	
10	生涯教育部	学校総務課		課長	富田 実	
11	経済建設部	農地整備課		次長兼課長	溝口邦男	
12		道路河川課		課長	内山幸年	
13	企画調整部	企画調整課		課長	松井 孝	

協働・広域・行財政専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	企画調整部			部長	西尾繁昭	部会長
2		企画調整課		課長	松井 孝	
3		秘書広報課		課長	水野雅文	
4		地域振興課		課長	水島良次	
5		IT政策課		課長	広畑雅己	
6			調整室	室長	中根純一	作業部会長
7	総務部			理事部長	中山礼行	副部会長
8		総務課		課長	中山富夫	
9		管財課		課長	岡田正孝	
10		税務課		課長	酒井俊郎	
11			調整室	室長	斉藤善久	作業副部会長
12	福祉生活部	市民課		課長	内海和夫	
13	議会事務局			局長	鳥井 暹	副部会長
14		出納室		室長	石山吉春	
15		監査委員事務局		局長	太田綾子	

7 事務局名簿

平成19年1月現在

役 職	氏 名
企 画 調 整 課 長	松 井 孝
企 画 調 整 課 長 補 佐	深 川 喜 春
企 画 調 整 係 長	石 川 安 宏
主 査	石 野 敏 也
主 査	都 築 良 樹
主 任	新 貝 和 也
副 主 任	富 田 徹
副 主 任	松 下 みゆき

8 掛川市総合計画策定経過

年 月 日	内 容
平成17年	
7月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画審議会条例施行 委員は20人以内。任期は総合計画に関する調査審議が終了するまで。
7月 20日	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想策定市民委員会規程制定 委員は10人程度。任期は基本構想に関する検討作業が終了するまで。 総合計画策定委員会規程制定 庁内策定組織が設置される。
8月 8日	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想策定市民委員会委員公募（～9月5日）
9月 13日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定支援業務に係る業者選定プロポーザル
9月 26日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回総合計画策定委員会 総合計画策定方針（総合計画骨子、策定体制、策定スケジュール等）が決定される。
10月 20日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回総合計画審議会 委員委嘱式の後、総合計画策定方針（総合計画骨子、策定体制、策定スケジュール等）について確認される。
10月 25日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回基本構想策定市民委員会 以後、第7回まで開催され、「掛川市が抱える課題」、「まちづくりの考え方」、「掛川市の将来像」、「掛川市の発展に向けた提言」などについて、市民視点により検討される。
11月 4日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査の実施（11月18日締め切り） 市民2,500人を対象に実施される。回収数は1,104票（回収率44.2%）
11月 19日	<ul style="list-style-type: none"> アパート系住民意識調査（12月5日締め切り） 市内の集合住宅全9,780世帯を対象に実施される。回収数は457票（回収率4.7%）
平成18年	
1月 16日 ～20日	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体等インタビュー調査の実施 市内11団体の役員などから、「掛川市の課題」「掛川市が重点的に取り組むべきこと」など、市政全般について幅広く聞き取り調査が行われる。
1月 23日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回総合計画策定委員会 基本構想について検討される。
2月 17日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回総合計画審議会 市民意識調査の結果、基本構想策定市民委員会での検討経過が報告されるとともに、総合計画の構成（案）、将来人口の推計方針について了承される。
2月 21日	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想策定市民委員会報告会 検討結果報告書が市長に手渡される。
3月 7日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画正副作業部会長合同会議 平成17年度の策定経過の報告とともに、平成18年度の具体的策定方法について協議される。

年月日	内 容
3月 27日	・総合計画策定に係る全庁説明会 総合計画策定に関する全庁説明会が開催される。 基本構想（原案）の提出が各専門部会に指示される。
4月 24日	・協働・広域・行財政専門部会 協働・広域・行財政分野の基本構想（原案）が決定される。 ・防災危機管理専門部会 防災危機管理分野の基本構想（原案）が決定される。 ・臨時総合計画策定委員会 「掛川市の将来像」及び「基本理念」について、集中討議される。
5月 12日	・環境生活分野専門部会 環境生活分野の基本構想（原案）が決定される。
5月 15日	・保健医療福祉分野専門部会 保健医療福祉分野の基本構想（原案）が決定される。
5月 17日	・教育文化専門部会 教育文化分野の基本構想（原案）が決定される。 ・産業経済専門部会 産業経済分野の基本構想（原案）が決定される。
5月 18日	・都市基盤専門部会 都市基盤分野の基本構想（原案）が決定される。
5月 22日	・土地利用構想検討会 土地利用構想（原案）が決定される。
6月 6日	・第3回総合計画策定委員会 各専門部会からの原案提出を受け、基本構想（案）が決定される。
6月 12日	・第3回総合計画審議会 基本構想（案）が、市長から総合計画審議会に諮問される。 ・基本計画（素案）の策定を全庁に通知 以後、基本計画（素案）作成に向け、各作業部会が開催される。
7月 1日	・基本構想（案）を市のホームページに公開 基本構想（案）がホームページにて公開され、市民からの意見が募集される。
7月 15日	・基本構想（案）を広報紙へ掲載 基本構想（案）が7月15日号の広報紙に掲載され、市民からの意見が募集される。
7月 26日 ～8月 7日	・基本計画（素案）に係る全庁ヒアリング実施 基本計画（素案）について、全庁ヒアリングが行われる。
8月 10日	・市民意識調査の実施（8月31日締め切り） 市民2,500人を対象とし実施。回収数は1,103票（回収率44.1%）
9月 1日	・第4回総合計画策定委員会 基本計画（案）について検討される。
9月 15日	・第4回総合計画審議会 基本構想（案）、基本計画の構成（案）について審議される。
10月 4日	・基本計画（原案）の提出を全庁に通知

年月日	内 容
10月 5日	・教育文化専門部会 教育文化分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 17日	・環境生活専門部会 環境生活分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 20日	・産業経済専門部会 産業経済分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 24日	・保健医療福祉専門部会 保健医療福祉分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 26日	・産業経済専門部会 産業経済分野の基本計画（原案）が決定される。 ・都市基盤専門部会 都市基盤分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 27日	・防災危機管理専門部会 防災危機管理分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 30日	・協働・広域・行財政専門部会 協働・広域・行財政分野の基本計画（原案）が決定される。
11月 15日	・第5回総合計画策定委員会 基本計画（案）が決定される。
12月 4日	・第5回総合計画審議会 基本計画（案）が、市長から総合計画審議会に諮問される。
12月 18日	・第6回総合計画審議会 基本計画（案）について審議される。
平成19年	
1月 11日	・第7回総合計画審議会 基本計画（案）について審議される。 答申について協議される。
1月 12日	・総合計画審議会答申 総合計画審議会正副会長から市長に答申書が手渡される。
1月 16日	・議会総務委員会協議会 基本構想（案）及び基本計画（案）について協議される。
2月 10日	・議会総務委員会協議会 基本構想（案）及び基本計画（案）について再度協議される。
2月 21日	・議会全員協議会 基本構想（案）及び基本計画（案）について協議される。
2月 26日	・議会定例会上程 基本構想が上程される。
3月 13日	・議会総務委員会 基本構想が可決される。
3月 23日	・議会本会議 基本構想が議決される。

9 諮問書

掛企企 第46号
平成18年6月6日

掛川市総合計画審議会
会 長 仁 科 雅 夫 様

掛川市長 戸 塚 進 也

掛川市総合計画基本構想（案）について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政運営の指針となる掛川市総合計画基本構想を策定したいので、掛川市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

掛企企 第103号
平成18年12月4日

掛川市総合計画審議会
会 長 仁 科 雅 夫 様

掛川市長 戸 塚 進 也

掛川市総合計画基本計画（案）について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政運営の指針となる掛川市総合計画基本計画を策定したいので、掛川市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

10 答申書

答 申 書

平成19年1月12日

掛川市長 戸塚進也 様

掛川市総合計画審議会
会 長 仁科雅夫

第1次掛川市総合計画基本構想（案）及び同基本計画（案）について（答申）

掛川市総合計画審議会条例（平成17年掛川市条例第212号）第2条の規定に基づき、平成17年6月6日付け掛企企第46号並びに平成18年12月4日付け掛企企第103号で諮問がありました、第1次掛川市総合計画基本構想（案）及び同基本計画（案）につきまして、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程を十分尊重するとともに、下記の事項に留意されるよう要望します。

記

- 1 地域特性を活かしたまちづくりと新市のさらなる融合
各地域が持つ多彩な地域資源や、これまで築いてきた伝統や文化を尊重し、地域特性を十分に活かしたまちづくりに努めるとともに、市民相互の交流を促進し、新市のさらなる融合を図られたい。
- 2 徹底した行財政改革の推進による本計画の具現化への取り組み
本格的な人口減少時代や少子高齢社会の到来、地方分権社会への進展など、歴史的な転換期に直面している中、徹底した行財政改革を進めつつ、本計画の具現化に向け最大限努力し、市民が健康で安全、安心に暮らせ、幸せを感じることが出来るまちの実現を図られたい。
- 3 市民とともに歩む協働まちづくりによる市民自治の実現
市民自治のまちづくりを実現するため、本計画の趣旨や内容をわかりやすく周知するとともに、その実施にあたっては市民の視点を重視しつつ理解と協力を求め、市民とともに歩む協働によるまちづくりの積極的な推進に努められたい。
- 4 変革の時代に力強く未来を拓く新生掛川市のさらなる飛躍
急速な社会潮流や技術革新の進展による社会環境の変化など、先行き不透明感が拭えない状況下ではあるが、変革の時代に力強く希望ある未来を拓くため、常に的確な先見性と戦略性による将来展望を持ち、新生掛川市の新たな飛躍を実現されたい。

11 市民意識の把握

(1) 市民意識調査、アパート系住民意識調査結果概要

調査概要

	調査対象	抽出方法	配布数	調査期間	調査方法	回収状況
市民意識調査	20歳以上の市民 2,500人	住民基本台帳から 無作為抽出	2,500	平成17年11月7日～ 平成17年11月25日	郵送配付、 郵送回収	1,104 (回収率44.2%)
アパート系 住民意識調査	市内の集合住宅の 全世帯		9,780	平成17年12月1日～ 平成17年12月9日	職員による配布、 郵送回収	457 (回収率4.7%)

性別

市民意識調査 (%)

	男性	女性	無答
全体	58.2	41.4	0.4
掛川区域	54.8	44.9	0.3
大東区域	68.7	31.3	-
大須賀区域	56.3	43.7	-

アパート系住民意識調査 (%)

	男性	女性	無答
全体	40.0	59.5	0.4
掛川区域	39.3	60.4	0.3
大東区域	43.6	56.4	-
大須賀区域	39.0	58.5	2.4

年齢

市民意識調査 (%)

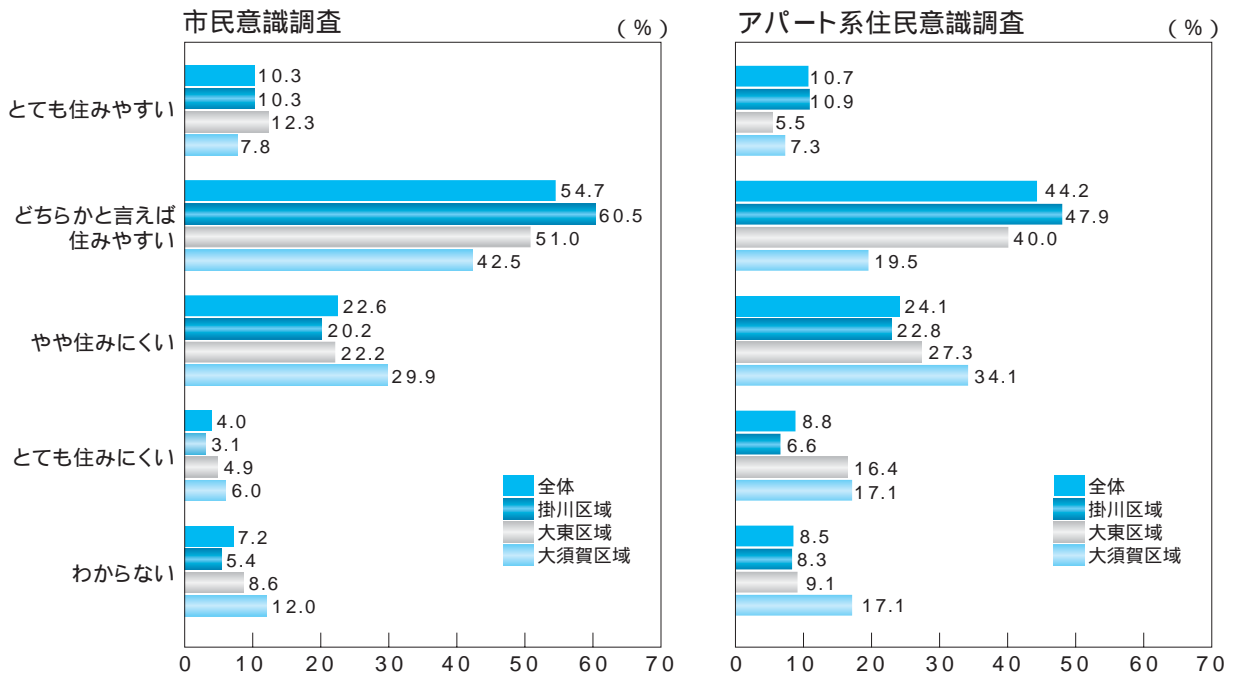
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無答
全体	9.7	12.0	16.2	18.7	23.2	20.0	0.2
掛川区域	9.6	14.4	17.9	19.6	22.4	16.1	-
大東区域	9.1	8.6	14.0	18.5	24.7	25.1	-
大須賀区域	9.6	8.4	12.0	15.6	26.9	27.5	-

アパート系住民意識調査 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無答
全体	20.1	42.5	15.8	8.8	7.2	5.3	0.4
掛川区域	16.2	46.5	17.8	7.6	6.9	4.6	0.3
大東区域	14.5	41.8	16.4	7.3	12.7	7.3	-
大須賀区域	26.8	36.6	7.3	19.5	2.4	4.9	2.4

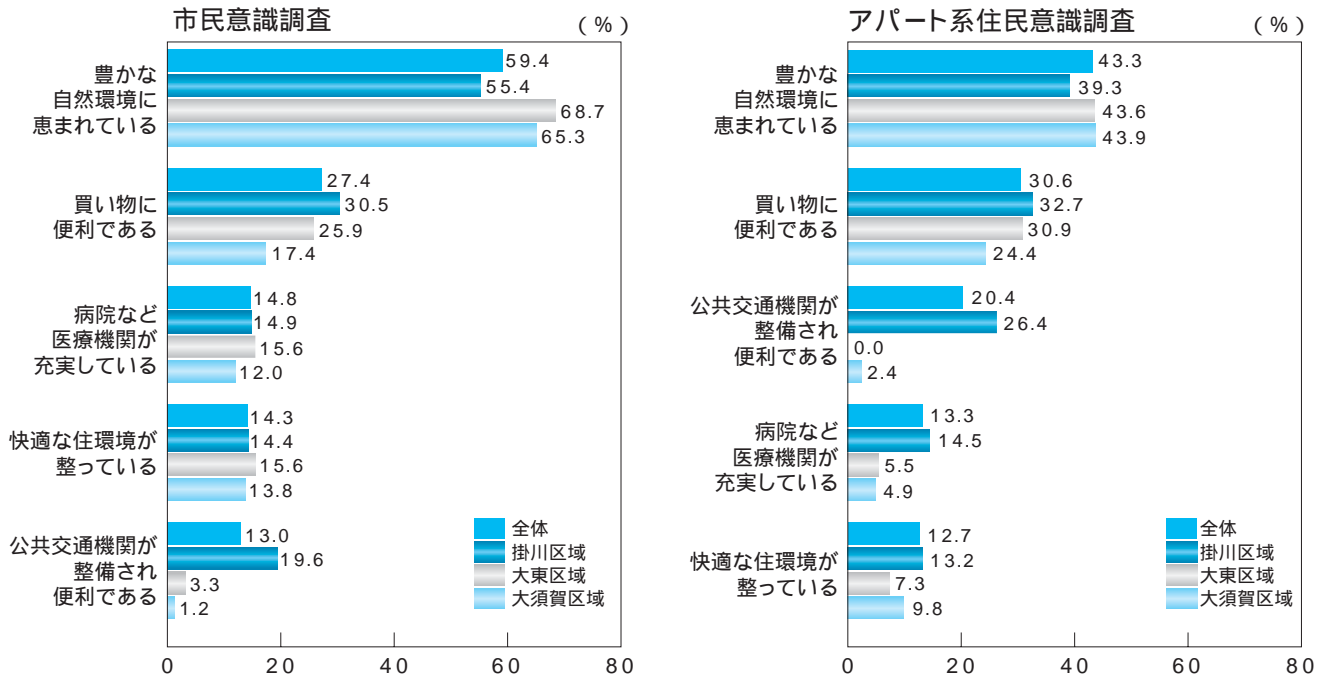
住みやすさ

市民意識調査、アパート系住民意識調査の両方において、掛川区域では「どちらかと言えば住みやすい」の回答割合が高かった一方、大須賀区域では「やや住みにくい」「とても住みにくい」の回答割合が相対的に高くなりました。



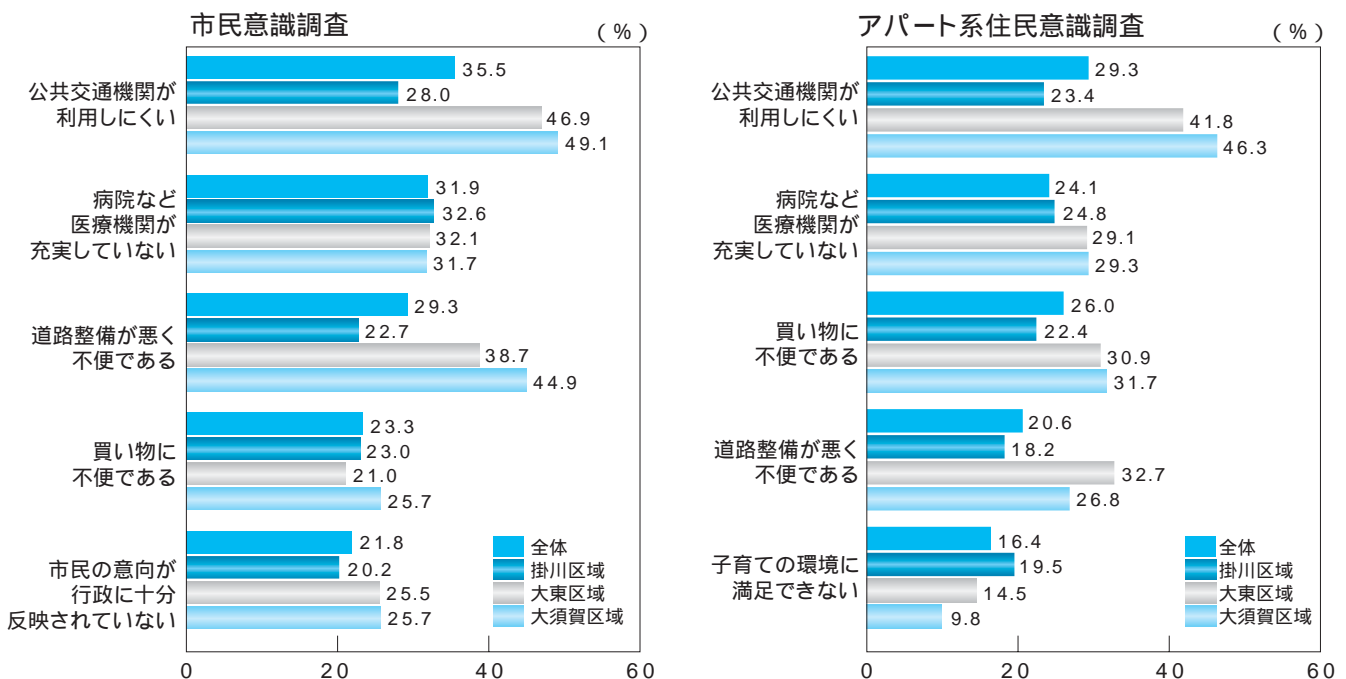
住みやすいと感じる点(上位5項目)

両調査とも「豊かな自然環境に恵まれている」が最も高い回答割合となりました。なお、3番目に高い項目は、市民意識調査では、「病院などの医療機関が充実している」となった一方、アパート系住民意識調査では、「公共交通機関が整備され便利である」となりました。



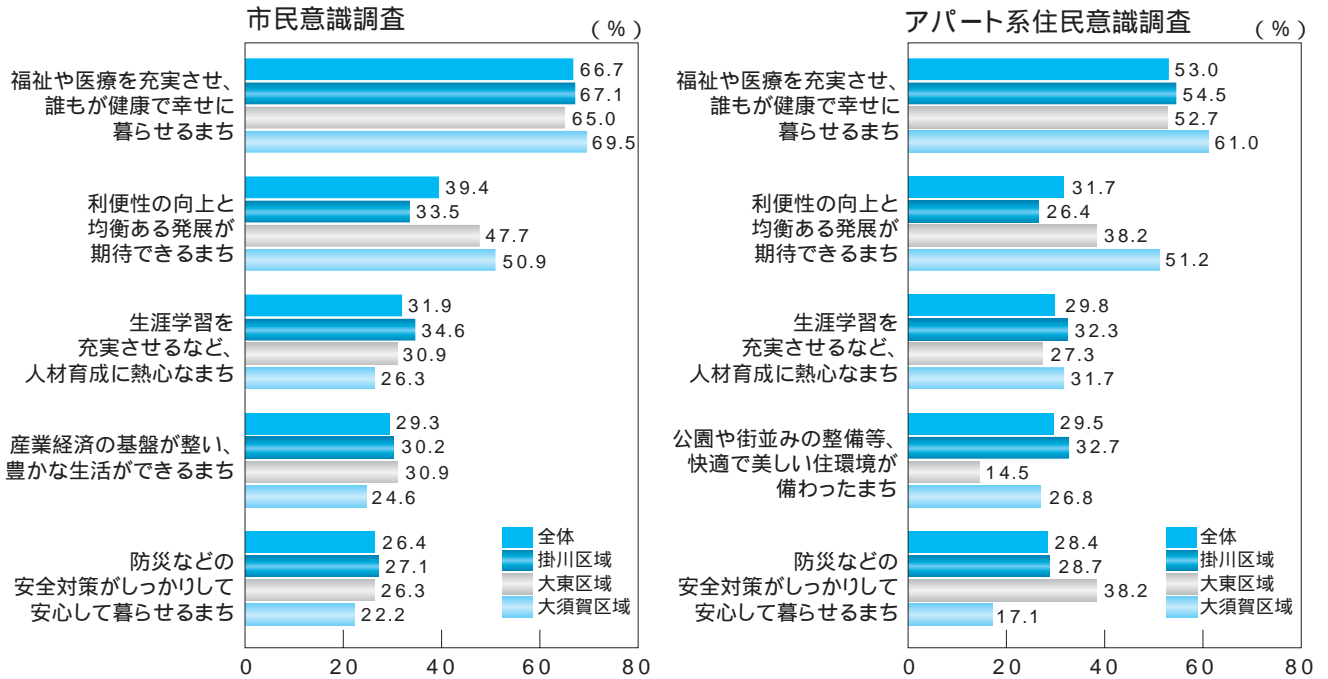
住みにくいとを感じる点(上位5項目)

両調査とも、「公共交通機関が利用しにくい」が最も高い割合となりました。なお、5番目に高い項目は、市民意識調査では「市民の意向が行政に十分反映されていない」となった一方、アパート系住民意識調査では、「子育ての環境に満足できない」となりました。



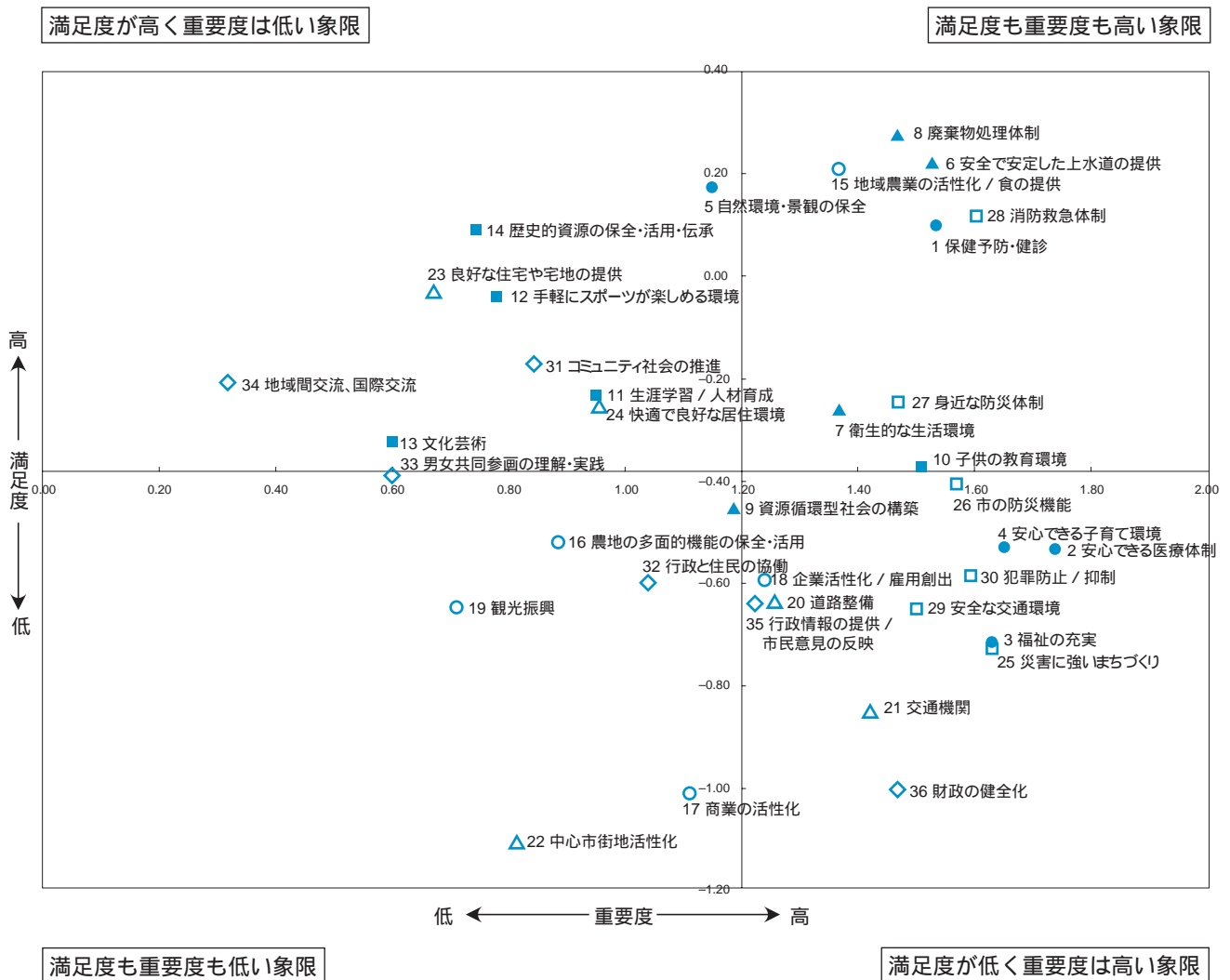
これからのまちづくりで重視すべき点(上位5項目)

両調査とも、「福祉や医療を充実させ、誰もが健康で幸せに暮らせるまち」の回答割合が最も高くなりました。その他の項目についても大きな違いはありませんが、4番目に高い項目として、市民意識調査では「産業経済の基盤が整い、豊かな生活ができるまち」が入った一方、アパート系住民意識調査では「公園や街並みの整備等、快適で美しい住環境が備わったまち」が入りました。



現在のまちづくりの満足度・施策の重要度(市民意識調査のみ実施)

施策の満足度と重要度に関して、施策ごとに各選択肢に点数を与えて得点を算出するとともに、その結果に関して、縦軸に満足度(グラフ上側がより満足度が高く、下側がより満足度が低い)を、横軸に重要度(グラフの右側がより重要度が高く、左側がより重要度が低い)をとってグラフ化したところ、満足度と重要度がともに高い施策として「廃棄物処理体制」や「安全で安定した上水道の提供」が挙げられました。一方、満足度が低く重要度の高い施策としては「財政の健全化」や「災害に強いまちづくり」「福祉の充実」などが挙げられました。



(2) 掛川市基本構想策定市民委員会の概要

掛川市基本構想策定市民委員会の検討事項

掛川市基本構想策定市民委員会では、主として「まちづくりに関する主要課題」「まちづくりの考え方（まちづくりや行政経営で重視すべき視点）」「掛川市の将来像」「掛川市の発展に向けた提案」について協議を行いました。市民委員会では、事前に配布された資料を基に各委員が自宅で検討を行い、ポストイット等にまとめたものを会議にて提案、検討するといった運営方法を取り、限られた時間の中で集中した議論を展開しました。市民委員会での協議経過は下表のとおりです。

市民委員会の協議事項と日程

回数（日程）	議題・検討事項
第1回(平成17年 10月25日)	市長あいさつ 委嘱書交付 自己紹介 議事 掛川市総合計画策定に関する基本方針 市民委員会の意義と役割 市民委員会の進め方 等
第2回(平成17年 11月11日)	議事 会長、副会長の選出 グループ分け まちづくりに関する主要課題の検討 等
第3回(平成17年 11月25日)	議事 前回の委員会の検討事項の確認 まちづくりや行政経営で重視すべき視点 掛川市の将来像(以上グループ別の検討) 等
第4回(平成17年 12月13日)	議事 前回委員会の検討事項の確認 まちづくりや行政経営で重視すべき視点 掛川市の将来像 等
第5回(平成18年 1月12日)	議事 前回委員会の検討事項の確認 市民意識調査結果速報値の説明 まちづくりや行政経営で重視すべき視点 掛川市の将来像 等
第6回(平成18年 1月31日)	議事 市民委員会報告書案 掛川市の発展に向けた提案 等
第7回(平成18年 2月21日)	議事 報告書の確認

掛川市基本構想策定市民委員会委員名簿

掛川市基本構想策定市民委員会委員名簿

平成18年1月1日時点

職	氏名
	荒木伊久美
	市川きみ江
	大石芳久
	大橋充子
	長田久代
会長	近藤光博
	榛村裕子
	高橋毅
	藤原愛次
	松本和子
副会長	真野正一
	山崎福太郎

敬称略、アイウエオ順

掛川市基本構想策定市民委員会 報告書



小笠山から見た日本一の富士山と緑あふれる自然

平成18年2月21日

掛川市基本構想策定市民委員会



掛川市民の熱き想いと…

12 用語解説

あ行

【新しい公共空間】

協働によって支えられた新しい領域のことをいう。これまでのように行政が中心となって支えていた公共空間ではなく、市民、地域、市民団体、NPO法人、企業などを含めた多様な主体により支えられている、または支えられるべき公共空間を意味している。

【歩いて暮らせるまちづくり=コンパクトシティ】

少子高齢化による人口減少社会にふさわしい、安全・安心でゆとりある暮らしを実現するため、生活者が暮らしに必要な用を足せる施設が混在するまち、自宅からまちなかまで連続したバリアフリー空間が確保された、夜間も明るく安全な歩行者・自転車中心のまち、幅広い世代の住民からなるまち、住民主役の持続性のあるまちづくりを目指す考え方。また、拡大する基盤整備を重点的に投資することによる行政効率の向上も期待できるとしている。

【ISO14001】

事業者が地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構(ISO)が作成した国際規格のこと。

【ICT】

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

【育児・介護休業法】

育児や介護を行う労働者が仕事と家庭を両立できるようにするため制定された法律のこと。

【一次救急医療】

急病人や事故などによるけが人の中でも比較的軽度の場合に対応する、初期救急医療を指す。

【一時保育】

保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に、保育園で一時的に預かる制度のこと。

【一般行政職員数】

公営企業・消防・教育部門を除いた職員の人数を指す。

【インターンシップ】

会社などでの実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。体験就業ともいう。

【e-コミュニティ】

電子会議室や、日記、行事予定など様々な「インターネットを利用した道具」の組み合わせにより、総合的に地域コミュニティ活動に役に立つ、人と人とを継続的に結びつけるための基盤構築に向けた仕組みのこと。

【エコアクション21(EA21)】

ISO14001より簡易に中小の事業者等も環境配慮の取り組みを進めることができるようにした、環境省が進める国内規格の環境マネジメントシステムのこと。

【エコポリス】

エコロジシステム(生態系)とインダストリーシステム(工業生産)とを美しく共存させた都市づくりを理念として市内に整備される工業団地の名称。

【延長保育】

保育所等で、通常の保育時間を延長して行う保育のこと。女性就労の増加や就労形態の変化に対応するものと位置づけられている。

【エンパワメント】

女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分で意志決定し、行動できる実力をつけようとする概念のこと。

【NGO】

NonGovernmental organization 非政府組織のこと。平和、人権、環境問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

【NPO】

NonProfit Organization 特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

【汚水衛生処理率】

実際に汚水処理(下水道施設へ接続)されている人の割合を指す。

か行

【介護認定審査会】

保健、医療、福祉の学識経験者で構成され、介護保険の認定申請者が、要支援、要介護の状態にあるか否か、またはその程度について審査判定を行う機関のこと。掛川市においては、3市(掛川市、菊川市、御前崎市)の広域で共同設置されている。

【開放型病床】

患者と、病状に対してきめ細かに対応することを目的として、かかりつけの医師と高度医療病院の医師が連携して治療を行う仕組みのこと。

【掛川型農業】

農業が担う使命の一つである、安定的な農畜産物の生産・供給に加え、消費者、地域住民、関連企業との相互連携、相互理解の下、地域特性を活かした多彩な生産能力と抜群の競争力・収益性を兼ね備え、さらには地域づくりの担い手としても力を発揮していこうとする新しい農業のめざす姿。

【環境保全型農業】

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業形態のこと。

【環境マネジメントシステム(EMS)】

事業所等が環境関係法令を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全活動を進めるため、計画・実行・評価することで、継続的に改善していく手法のこと。国際規格のISO14001や環境省のEA21等がある。

【カンファランス】

会議、協議会を意味し、「合同・診療科別カンファランス」とは、医療技術の向上を図るため、症例について病院医師と開業医医師が合同して検討・研究を行うこと。

【起債制限比率】

地方債の償還費が財政をどれだけ圧迫しているかを示す指標で、標準的な財政規模に対する公債費の占める比率の過去3年間の平均をいう。20%を超えると地方債の許可が一部制限される。

【キャリア教育】

児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のこと。

【救急救命士】

重度傷病者を病院などに搬送する間、医師の指示の下、気道の確保、心拍の回復などの処置を施す国家資格を持つ医療技術者のこと。

【救命率】

目撃された心肺停止症例のうち、1ヶ月後に生存していた人の割合をいう。

【行政改革大綱】

掛川市の行政改革の基本方針であり、掛川市行政改革懇談会での協議を踏まえて策定された。この「行政改革大綱」に沿って、平成21年度までの具体的な取組みを明示した「集中改革プラン」が策定され、行政改革の進捗を管理することとしている。

【グリーンツーリズム】

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々とのふれあいを楽しむ滞在型余暇活動のこと。

【グローバル・スタンダード】

世界共通で適用される基準や規格のことをいう。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標として用いられている。経常収支比率が高いほど、臨時の財政需要に充当できる財源が少ないことを表し、財政構造が弾力的でないといえる。

【合計特殊出生率】

出生可能年齢と仮定される15歳から49歳までの各年齢階層ごとに、子どもの出生数を女性人口で割った出生率を合計したもの。便宜上、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数としてとらえる。国立社会保障・人口問題研究所によると、人口を一定の規模で保持する水準は、2.08前後が必要だとされている。

【交通弱者】

自動車中心社会で、移動を制約される者のこと。主には高齢者、子ども、障害者などが該当する。

【高規格救急車】

救急救命士が、医師の指示の下、高度な救命処置を行うためのスペースと資機材を有する救急車のこと。

【国土形成計画】

これからの新しい国土ビジョンとして国土交通省において策定中の計画のこと。我が国の国土づくりは、昭和37年(1962年)に策定された「第1次全国総合開発計画」を中心として展開され、これまで5次にわたり開発基調・量的拡大を基本的方向としてきたが、人口減少時代を迎えようとしている今日、従来の考え方を抜本的に見直しすることとしている。

【国土利用計画】

総合的かつ計画的な国土利用を確保するための長期計画(将来構想)であり、各種土地利用計画の基本となる計画のこと。

【個人情報保護条例】

自治体が制定するプライバシー保護制度であり、住民データの漏洩防止を目的としている。

【コミュニティビジネス】

地域や家庭に内在する福祉や介護、環境など身近な課題やニーズに対応したビジネスのことで、地域社会の問題解決への貢献とともに、地域住民の生きがい創出、多様な雇用機会の創出、地域経済の活性化など様々な効果が期待されている。

【国民保護法】

正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。

【コミュニティ活動】

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団においてなされる活動を指す。

さ行

【災害時の備蓄品充足率】

救援物資が届けられるのが発災1週間後と想定し、その間の避難所生活者の人数(17,377人)に対して生存の必需品である4日分(3日分は個人備蓄)の非常用食料及び毛布の備蓄率を示す。なお、算出人数等は、静岡県発表の第三次被害想定に基づいている。

【財政力指数】

財政力の強弱を示すものであり、一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測るもので、3年間の平均で表す。指数が高いほど裕福な団体といわれている。

【三大生活習慣病】

「がん」「脳卒中」「心臓病」を指し、日本人の死因の約6割を占めている。

【市街地循環バス】

掛川駅を中心として45分間隔で南北19便ずつ運行されている循環バスのこと。

【自主運行バス】

路線バス廃止に伴い、交通弱者の移動手段の確保を図るため、道路運送法第21条第2項に基づき運行するバスのこと。市が費用の一部を負担している。

【次世代育成支援対策推進法】

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために制定された法律のこと。

【自然渋滞箇所】

人口集中地区では、渋滞長1,000m以上、または通過時間10分以上渋滞する箇所をいい、それ以外の地区では、渋滞長500m以上、または通過時間5分以上渋滞する箇所をいう。

【実質公債費比率】

地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率のことで平成17年度に導入された。実質公債費比率が18%以上となると、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。

【市内観光施設の入場者数】

市内主要観光施設(19箇所)の入場者数を示す。

【市民総代会】

市政の広報広聴を行う仕組みの一つ。市内自治区の区長・副区長・会計の三役を「市民総代」とし、「中央集會」、「地区集會」の開催を通じて、市政情報の提供と市民の意見・要望・苦情・アイデアを聞き、まちづくりに活かしていこうとするものである。なお、集會での発言要旨は、市長区長交流控帖という冊子にまとめられている。

【就園奨励費制度】

保護者の経済的負担の軽減のため、所得状況に応じた保育料の補助制度のこと。

【障害者自立支援法】

平成18年4月に施行された法律。障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念の通り、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を、共通制度の下で一元的に提供する仕組みを創設したもの。

【障害者雇用率】

ハローワーク掛川管内(掛川市、菊川市、御前崎市)の50人以上の事業所における障害者雇用率を示す。

【人事考課制度】

職員の業務成績や能力・態度を評価する制度のこと。

【障害者手帳】

「障害者手帳」は身体に障害を持つ方、「療育手帳」は知的障害の方、「精神保健福祉手帳」は精神に障害を持つ方が、それぞれ所持する手帳のこと。

【新発想による公共空間】

すべての公共サービスは、行政主導により提供されるべきとする従来の考えを見直し、多様な主体を担い手とした、新しい発想により公共空間を形成していこうとする考え方のこと。近年の市民ニーズの多様化などにより、これからの公共サービスは、市民、地域、市民団体、NPO法人、企業、行政などが最適な役割分担の下、よりの確で、きめ細やかに対応していくことが求められ

ており、地域のすべての構成員が、自ら汗をかきながら地域とともに支えていこうとする「協働」の理念を実践していこうとするものである。

【生活道路の改善率】

狭隘、安全性に乏しいなどの理由から通行に支障があるとして市民から要望があり、平成18年度時点において道路改良が必要であると判断された生活道路150路線のうち、改善された率を指す。年間10路線の改善を目標としている。

【政策空家】

老朽化した市営住宅の建替事業、または改善事業を行うため、新たな入居募集を停止している結果生じた空き家のこと。

【施策評価・改善制度(e-manageシステム)】

行政経営を改善する仕組みの一つ。法令・規則による統制や予算の適正な執行のみに重点をおいた伝統的な行政管理システムを転換し、市の政策形成、事業の立案や業務の進め方などの基準を業績、成果重視に置き換え、より効率的な行政経営システムの確立を目的とした取り組みのこと。具体的には、組織が達成すべき成果目標を明確にし、成果目標の達成状況と市民満足度調査結果を確認しながら、「計画立案(Plan) 実施(Do) 成果測定(Check) 改善(Action)」サイクルを構築することで、最適な施策・事務事業の形成と実践を目指す仕組みである。

【生物多様性】

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域の様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念をいう。

【セキュリティポリシー】

企業や団体の情報セキュリティに関する基本方針のこと。

【セクシャル・ハラスメント】

性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、または性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。

た行

【男女雇用機会均等法】

雇用の分野における男女の均等な機会提供、待遇の確保に向けて制定された法律のこと。

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など、高齢者の生活を支える総合相談窓口として設置された機関のこと。

【地方交付税】

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される財源のこと。

【チャレンジショップ】

商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、地元商工会、商店街振興組合等が空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸する創業支援事業の名称。

【中心市街地人口】

JR掛川駅北側の中心市街地活性化区域(約70ha)内の定住人口をいう。

【中心市街地歩行者数】

駅前通りを徒歩により通行する人数をいう。

【電子カルテ】

従来、医師・歯科医師が診療の経過を記入していた紙のカルテを電子データに置き換え、電子情報として一括してカルテを編集・管理し、データベースに記録する仕組みのこと。

【電子入札システム】

国や地方自治体が発注する工事などの入札手続をインターネット上で行なうシステムのこと。

【TMO(Town Management Organization)】

中心市街地の運営・管理を担当する第3セクターや商工会議所で組織する機関(まちづくり会社)のこと。市の立案したマスタープランに従って、中心市街地の商業地全体を総合的かつ独自の計画によって推進させる事業を実施する。

【特別支援教育】

これまでの心身障害教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒に対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

【都市計画マスタープラン】

市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かく、かつ総合的に定めることを内容とした計画のこと。

【土地区画整理施行区域(7地区)内住宅着工率】

宮脇第一、家代、長谷、上屋敷・西郷、東名掛川IC周辺、洋望台、二瀬川地区沿道整備の各土地区画整理内における住宅の着工率のこと。

【トップランナー製品】

家電機器や自動車等において、商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れている機器のこと。

【ドメスティック・バイオレンス】

英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれている。直訳すると「家庭内暴力」のこと。一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されているが、場合によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。

な行

【南北幹線道路】

市の背骨を形成し、南北間の円滑な往来と市全域の発展を実現する幹線道路のこと。旧市街地間を結ぶ「市街地連携」と、市の東部・西部・北部の主要施設までを結ぶ「海山連携」の2つの目的がある。

【ニート】

仕事をせず、学生でもなく、職業訓練にも参加していない若者のこと。

【21世紀職業財団】

働く女性の能力発揮の促進や、仕事と育児や介護との両立支援、パートタイムや短時間労働者の雇用管理の改善等を主な事業として行なっている財団のこと。

【二次救急医療】

入院治療を必要とするなど、一次救急医療よりも重度の救急医療を指す。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した経営改善計画を基に農業の担い手として市町村が認定した農業者のこと。

【ネットワークかけがわ】

男女の自立と参画を促進するために組織化された、市内の団体・グループのこと。

【ノーマライゼーション】

高齢者も若者も、障害者も健常者も、だれもが地域の中で、ともに暮らすことが当然であるという考え方のこと。

は行

【バイオマス】

生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること、または、その生物体、生物資源を指す。

【パブリックコメント制度】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度のこと。

【汎用コンピュータ】

大型の業務用コンピュータのこと。大量のデータを高速で安定して処理することができる。

【BOD】

生物化学的酸素要求量のこと。水の汚濁指標として用いられます。値が大きいくほど水の汚れがひどく、アユの生息域はBOD3mg/l以下と言われている。

【ファミリー・サポート・センター事業】

登録した会員(依頼会員・提供会員)同士の合意の下に行う子育ての相互援助システムのこと。

【福祉バス】

一般的に高齢者などの交通弱者の外出支援と交流促進などを目的に、民間事業者を運行主体とした貸切乗合許可により運行されるバスのこと。

【病診連携】

総合病院、かかりつけ医など各医療機関の持っている特有の機能を十分発揮し、患者の紹介や医療機器の共同利用など、その役割を分担、または連携していくシステムのこと。

【フリーター】

定職を持たずにアルバイトなどで生計を立てている人のこと。フリーアルバイトの略。

【プロジェクトTOUKAI-0】

東海地震による家屋の倒壊から一人でも多くの生命を守るため、木造住宅の耐震化を進める事業のこと。「わが家の専門化診断事業」、「木造住宅補強計画策定事業」、「木造住宅耐震補強助成事業」を実施している。

【ボーダレス化】

地域や国境の壁が取り払われ、平準化された状態をいう。

ま行

【まちづくり三法】

「都市計画法」、「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」の総称。

や行

【遊休農地】

活用されないで放置してある農地のこと。

【ユニバーサルデザイン】

「だれもが一人の人間として尊重され、自分の意志に基づき活動し、生活する権利を有している」ことを基本として、お年寄りも若い人も、障害のある人もない人も、男性も女性も、外国人もすべての人が暮らしやすいように、人づくり、まちづくり、ものづくりなどを行っていかうとする考え方のこと。

【ユビキタスネット社会】

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単に接続できる社会をいう。「人と人」だけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションが簡単になされる社会を実現し、医療福祉や交通物流、環境・エネルギーといった社会が抱える様々な課題解決が期待されている。

【幼保再編計画】

市内の公立幼稚園12園と私立幼稚園1園、公立保育園3園と私立保育園5園の合計21園を再編し、新しく8園を設置する計画のこと。この計画では、園の規模の適正化と適正配置を促進させ、全市域での乳幼児教育の充実と3歳児保育の実施などを推進することとしている。